

特許権侵害差止等請求事件

[平成31年4月24日判決（知財高裁） 平成30年（ネ）第10078号](#)

キーワード：技術的範囲の解釈／装置の構成要素ではない要素との関係に基づいて特定された装置発明

担当 弁理士 高山昇一

1. 事案の概要

本件は、本件特許権及び同特許権に基づく被控訴人に対する一切の請求権の譲渡を受けた控訴人が、被控訴人に対し、被控訴人において製造し、販売する、又は製造し、販売していた被告製品関連製品につき、本件特許の請求項1記載の発明の技術的範囲に属するから、被控訴人による被告製品関連製品の製造及び販売は本件特許権を侵害する旨を主張して、製造及び販売の差止め等を求めた事案である。

原判決は、被告製品関連製品は、本件発明の構成要件Eを充足しないから、本件発明の技術的範囲に属すると認めることはできないとして、控訴人の請求をいずれも棄却したため、控訴人は、これを不服として本件控訴を提起した。

2. 結論

控訴棄却

3. 本件特許出願

特許番号：第3895312号

発明の名称：加熱調理器

登録日：平成18年12月22日

出願番号：特願2003-290176

出願日：平成15年8月8日

<本件発明1>（分説）（下線は筆者）

G ドロップインタイプの加熱調理器であって、

A 横幅寸法を560mm以下に設定したケース本体内に左右に配設され被加熱物を調理容器を介して加熱する複数の誘導加熱コイルと、

B この複数の誘導加熱コイルの下方に設けられたロースタと、

C 前記誘導加熱コイル及びロースタの上方を覆うように設けられたトッププレートとその周縁部に装着したフレームとからなる天板とを備え、

D 前記フレームの係り代を除く横幅寸法を700mm以上に設定した前記トッププレートには、前記誘導加熱コイルと対応する左右位置に前記調理容器を載置する加熱部を設けるとともに、

E これら加熱部に前記調理容器を所定の間隔を存して並置可能とする最大径の調理容器を載置したとき、この所定の間隔より該調理容器の外殻から前記トッププレートの前記フレームの係り代を除く左右端部までの距離を長くなる構成としたこと
F を特徴とする加熱調理器。

4. 争点

装置の構成要素ではない要素により発明の構成を特定する構成要件Eの充足性。

5. 裁判所の主な判断（下線は筆者）

（1）構成要件Eの解釈について

[原審]

構成要件Eのうち、「調理容器の外殻」及び「最大径の調理容器」の意義について検討する。上記各文言は、調理容器との関係をもって加熱調理器の構成を示すものであり、文言のみから一義的にその意義を明らかにすることができないことから、本件明細書等の発明の詳細な説明の内容を考慮して検討する必要がある。

・・・(中略)・・・

「最大径の調理容器」は、トッププレート上に印刷表示され左右の加熱部の領域を示し、また、リング状枠と同径のものであり、また、「調理容器の外殻」と一致するものであると解するのが一般的かつ自然である。

[控訴審]

構成要件E（これら加熱部に前記調理容器を所定の間隔を存して並置可能とする最大径の調理容器を載置したとき、この所定の間隔より該調理容器の外殻から前記トッププレートの前記フレームの係り代を除く左右端部までの距離を長くなる構成としたこと）は、「加熱調理器」という装置の発明（本件発明）において、装置の構成要素とはいえない調理容器との関係に基づいて発明の構成を特定するものであり、その意義が文言のみから一義的に明確であるとはいえないことから、本件明細書等の内容を考慮して、その意義を検討する必要がある。

・・・(中略)・・・

そうすると、本件発明に係る加熱調理器の使用者（以下、単に「使用者」という。）が上記の発明の効果を得られるためには、本件発明が、装置の構成として、構成要件Eの表す関係（調理容器同士の間隔〔所定の間隔〕＜調理容器の外殻からトッププレートのフレームの係り代を除く左右端部までの距離）を成立可能とするような手段を有することが必要になるというべきである。したがって、構成要件Eを有することは、装置の構成として、構成要件Eの表す関係を成立可能とするような手段を有することを意味する（当然の前提とする）と解するのが相当であり、具体的には、自動的又は半自動的に構成要件Eが表す関係を成り立つように制御する手段（例えば、調理容器の径を判別して、最大径以下の調理容器を加熱部の中央に位置決め制御をする手段など）や、使用者が調理容器を加熱部に

置く際、構成要件Eの表す関係が成り立つか否かを確認できる手段や構成要件Eの表す関係に誘導する手段などを備えることが必要になると考えられる。

(2) 構成要件Eの充足性について

被告製品1に使用できる最大径の調理容器は、取扱説明書(甲7の1)の記載に基づき、鍋底の直径が26cmの調理容器であると認められるが、被告製品1自体には、調理容器が使用できる最大径を超えるものであるか否かを確認する手段がないから、被告製品1は、使用者が調理容器を加熱部に置く際、構成要件Eの表す関係が成り立つか否かを確認できる手段を有しているとはいえない。また、被告製品1の左IHヒーター位置マーク及び右IHヒーター位置マークの直径は20cmであり、被告製品1はIH(電磁誘導加熱)調理器であって、使用できる調理容器は金属製に限られ、透明な容器は使用できないことからすると、左IHヒーター位置マーク及び右IHヒーター位置マークの直径より6cmも直径が大きい最大径の調理容器を、左IHヒーター位置マーク及び右IHヒーター位置マークに置く際、調理容器の中心とヒーター位置マークの中心とを正確に一致させることは難しい。そのため、使用者が最大径の調理容器を載置した場合、必ずしも構成要件Eの表す関係が成り立つとはいえないから、被告製品1の左IHヒーター位置マーク及び右IHヒーター位置マークは、使用者が調理容器を加熱部に置く際、構成要件Eの表す関係に誘導する手段とはいえない。

そして、被告製品1のその他の構成をみても、被告製品1が構成要件Eの表す関係を成立可能とするような手段を有しているものとは認められないから、被告製品1は、構成要件Eを充足するとはいえず、同様に、被告製品2及びその他の被告製品関連製品についても、構成要件Eを充足するとはいえない(これらの製品についても、構成要件Eの充足・非充足を検討する上で被告製品1と異なる構成を有しているものとは認められない。)

以上